

課 長	合 議	主 査

様式第 3 号(第 9 条関係)

<p>マイクロバス利用申込書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>米子市社会福祉協議会長様</p> <p style="text-align: right;">申込団体名 _____</p> <p style="text-align: center;">申込者</p> <p style="text-align: right;">代表者氏名 _____</p> <p style="text-align: center;">下記のとおり、マイクロバスの利用を申込みます。</p>	
利用目的	
行先及び経路	
利用日時	年 月 日( 曜日)
出 発	時刻： 午前/午後 時 分
	場所： 公民館(その他 )
帰 着	時刻： 午前/午後 時 分
	場所： 公民館(その他 )
乗車予定人数	人
利用責任者	住所：米子市 氏名： _____ 電話連絡先 —
この申込書記載事項のすべてを情報公開することについて	ア 同意する。 イ 同意しない。 ウ 下記の事項以外については、同意する。 同意しない事項( )
※ 運行車両 No	※積立金領収確認
備考	
<p>※ 欄は記入しないで下さい。</p> <p>★ 注意事項</p> <p>1 中止、変更は早めにご連絡下さい。</p> <p>2 マイクロバスの利用は、米子市内に住所を有する者で構成された団体利用を原則とします。</p> <p>3 マイクロバスの運行時間は、午前9時から午後4時までの日帰りです。</p> <p>4 マイクロバスの利用者は、車内での飲食、喫煙その他運転に支障をきたすような行為は慎んでください。</p> <p>★ 米子市社会福祉協議会 電話(23-5490) FAX(23-5495)</p>	

利用申込書は利用日の1か月前には提出ください

# 《老人福祉バスの利用についてのお願い》

※米子市老人福祉バスは、高齢者の社会参加の促進と福祉団体の利用による福祉の向上を目的として運行しています。

## 利用団体

- (1) 米子市内の福祉団体及び福祉推進団体
- (2) 米子市内に住所を有するおおむね60歳以上の人で構成する、おおむね20人以上の団体  
※上記の団体の内、団体会費または賛助会費（毎年1口5000円）を納入し登録の届出をしている団体を利用団体とする。

## 利用手続

- ① 4か月前に利用日抽選の申し込みができます。  
利用する日の4か月前の月の20日から末日までに利用抽選申込書を提出し、3か月前の月初めに抽選により利用を決定いたします。決定後、利用申込書を1か月前には提出して下さい。
- ② 抽選後に申し込みをされる場合は、抽選後空いている日を予約できます。  
その場合利用希望日の1か月前には利用申込書を提出して下さい。ただし、利用日より1か月未満での申し込みをされた場合は早急に申し込みをお願いいたします。  
※なお、敬老会、特定の福祉団体の県大会等、市社協会長が特に認めたときは、上記期間以前に予約できます。

## 運行時間・運行範囲

午前9時から午後4時までの日帰りとしします。

県名	市町村名
鳥取県	米子市、日吉津村、境港市、伯耆町、南部町、江府町、日野町、日南町、大山町、琴浦町、北栄町、倉吉市、湯梨浜町、三朝町、鳥取市の一部(旧鳥取市、旧青谷町、旧鹿野町、旧気高町、鳥取砂丘流しびなの館、万葉歴史館、長通寺、宇部神社、池田家墓所) 岩美町の一部(浦富海岸、岩井温泉)
島根県	安来市、松江市、雲南市、奥出雲町 出雲市の一部(旧出雲市、旧平田市、旧斐川町、旧湖陵町、旧佐田町)
岡山県	真庭市の一部(旧川上村、旧八束村、旧湯原町、旧勝山町、旧美甘村 遷喬尋常小学校、毎来寺) 新見市の一部(千屋温泉) 新庄村、津山市の一部(鶴山公園、衆楽園)

- ・島根県（出雲市、雲南市、松江市の一部）、岡山県の旧川上村、旧八束村、旧湯原町、旧勝山町、旧美甘村、津山市まで運行する場合には、高速道路を利用するものとし、高速道路使用料金については利用者の負担とする。
- ・岩美町、流しびなの館、万葉歴史館、長通寺、宇部神社、池田家墓所まで運行する場合は、道筋を離れる場所へは運行しないものとする。

## マイクロバス購入資金積立金

マイクロバスが古くなり、買い替えをする必要が生じたときのため、マイクロバス購入資金積立負担金を1回の利用ごとに7,000円を積立金としてご負担いただきます。

## 運休日

年末年始（12月29日～1月3日）

その他車両の整備、天候の悪化（警報発令時等）等やむを得ない事情で運行が困難であるとき。

## 乗車定員

令和6年4月より車両更新のため2台とも乗車定員を25名とします。

# 《老人福祉バスの利用についての注意事項》

① 運行時間（9時～16時）の厳守

② 行先および経路の順守（途中でコースの変更をしない）

③ 安全運行のため、余裕を持った時間の配分と計画

各団体の利用責任者は、事前に行程を提示願います。内部で協議し行程に無理があったり、時間的に余裕がない場合は行程を変更いただく場合があります。

④ 行先および経路の順守（途中でコースの変更をしない）

⑤ 観光バスではありません

あくまでも研修や大会参加、交流等の利用を前提としています。

また、乗降・発車時の利用者の人数ならび在席確認は利用団体で確認をお願いします。

⑥ 駐車場の確保

あらかじめ駐車場を確保してください。有料の場合は駐車場代をお支払いください。

⑦ 運転手の昼食は必要ありません。

⑧ 車内は禁煙。また、弁当など車内が汚れる可能性のある飲食は禁止です。

⑨ 利用日の1か月前に利用申込書を必ず提出下さい。

申込書が遅れますと運転手の出勤の調整、運行経路や駐車場、所要時間の確認などの準備期間が確保できずバスの運行に支障が生じます。

## 悪天候が想定される場合（警報時等）は、運行をとりやめます。

1 出発1時間前の時点で、市内又は目的地に警報（大雨、暴風、大雪等）が発表されている場合は、原則として運行を中止します。

2 運行中の悪天候により、大幅な遅延が生じたり、安全運行が困難と判断される場合は、行程や経路の変更をお願いする場合があります。

① 参加者の皆様には、悪天候により運行の中止又は行程の変更の可能性がある旨を必ずお伝えください。

② 運行が中止となった場合、積立負担金は不要です。運行途中の計画の変更の場合は、積立負担金の返金はありません。

③ 運行中止等に伴い、予約されていた食事等のキャンセル料が発生した場合は、主催者側でご負担をお願いします。

④ 前日の時点で悪天候が予想される場合は、公民館及び利用団体代表者に前日の17時15分までに電話連絡し、運行について相談させていただきます。

⑤ 当日、運行中止を決定した場合は速やかに公民館及び利用団体代表者に電話連絡します。